

こどもの入院時食事療養標準負担額の助成の実施について

1 概要

こどもの入院時の経済的負担の軽減と、こどもの健康の維持増進を目的として、出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるこども（高校生相当年齢）に、入院や通院にかかる医療費（保険診療分）の自己負担分の助成に加えて、新たに入院時の食事療養標準負担額の助成を実施する。

2 対象者

こどもの医療費助成の資格認定を受けている者

3 支給額

1食あたり510円(上限)

4 助成方法

医療機関にて自己負担した後、区への支給申請により助成する。

5 事業開始時期

令和8年4月1日の入院分から

6 周知方法

区報ぶんきょう(3月25日号)、区ホームページ、区SNS等